

株主提案権と動議について

Shareholder's Proposal Right and Motion

石山卓磨

1 はじめに

株主総会における「議題」とは、「取締役選任の件」「剰余金配当決定の件」などの「株主総会の目的」を意味し、「議案」とは、「株主総会の目的」の内容・具体案（「Aを取締役候補者とする」等）を意味する。この株主総会の議題・議案の提出権限は原則として総会の招集権者である取締役あるいは取締役会にあるが、例外的に少数株主や単独株主にも認められる場合がある。すなわち、①株主総会の準備段階において、株主が一定の事項を総会の議題とすることを求めたり（議題提案権、会303条）、②会社の提出した決定済みの議案と異なる議案を提案する（議案提案権、会304条）場合である。②の議案提案には、総会開催前に提案されるものもあれば（会305条1項）、総会の議場で修正動議として提案されるものもある（会304条）。①と②を合わせて株主提案権とよばれているが、これに、③株主提案の要領を招集通知に記載して株主に通知することを求める、議案の通知請求権（会305条）も加えて、株主提案権とよばれる場合もある。これらの権利は、かつて形骸化が指摘されて久しかった株主総会の活性化をはかるために、昭和56年の商法改正で新設されたのであるが、実務上、混乱しがちな問題点が少なくない。

以下、特に株主提案権と動議との関係を中心にして解説し、授業の参考資料に供したいと思う。

2 議題提案権

(1) 取締役会設置会社の場合

公開会社である取締役会設置会社の場合、総株主の議決権の100分の1（これを下回る割合を定款で定めた場合には、その割合）以上の議決権または300個（これを下回る数を定款で定めた場合には、その個数）以上の議決権を6ヶ月（これを下回る期間を定款で定めた場合には、その期間）前から引き続き有する株主は、取締役に対して、自己が議決権を行使することのできる事項に限り、一定の事項を総会の目的（＝

議題) とすることを請求することができる(会303条1項)。なお、定款で、議決権の100分の1や300個を下回る要件を定めることができることから、公開会社である取締役会設置会社においても、定款においてこれらの要件を一切設けない旨を定めることも可能であろう。

これに対し、非公開会社である取締役会設置会社の株主においては、上記の割合・個数を有しているならば、保有期間の制限はなく、ただちにこの請求権の行使が認められる(同3項)。なお、公開会社・非公開会社いずれであれ、取締役会設置会社の場合、議題提案権は、総会の日の8週間(これを下回る期間を定款で定めた場合には、その期間)前までに行使されなければならない(同2項)。なお、提案されるべき一定の事項につき、議決権を行使できない株主の有する議決権の数は、総株主の議決権の数に算入されない(同4項)。

(2) 取締役会非設置会社の場合

取締役会非設置会社の場合、株主は単独で、株式の保有期間および行使期限の制限なく、自己が議決権を行使することのできる事項に限り、いつでもこの議題提案権を行使することができる(同1項)。したがって、開催中の株主総会において、議題提案権を行使して、新たな総会の目的となる事項の追加を請求することも可能である。

(3) 罰則

取締役が、株主の議題提案権の行使に対し、その請求に係る事項を株主総会または種類株主総会の目的としなかったときは、100万円以下の過料に処せられる(会976条18号の2)。

株主の議題提案権の行使に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を、①收受またはその要求もしくは約束をした者、②供与またはその申込みもしくは約束をした者には、5年以下の懲役または500万円以下の罰金に処せられ(会968条1項2号・2項)、犯人の收受した利益は没収または追徴される(会969条)。

3 議案提出権

株主は、自己が議決権を行使することのできる事項に限り、議案を提出することができる(会304条1項)。ただし、①当該議案が法令・定款に違反する場合、または、②実質的に同一の議案につき株主総会において総株主(当該議案につき議決権を行使することができない株主を除く)の議決権の10分の1(これを下回る割合を定款で定めた場合には、その割合)以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りでない(拒絶事由、同項ただし書)。なお、無議決権株主は議案提出権を行使できない。

この権利は、株主総会の活性化をはかる趣旨で、旧法下においては明文規定がないものの認められると解されていた総会の場における株主の提案、すなわち修正動議の提出を権利として明文化したものである。

4 議案要領通知請求権

(1) 総説

会社法は、事前の議案提出権の行使方法（議案の要領の通知請求）についても認めている。すなわち、株主は、取締役に対して、総会の8週間（これを下回る期間を定款で定めた場合には、その期間）前までに、総会の議題につき当該株主が提出しようとする議案の要領を株主に通知することを請求できる。ただし、取締役会設置会社においては、この請求権は、総株主の議決権の100分の1（これを下回る割合を定款で定めた場合には、その割合）以上の議決権または300個（これを下回る数を定款で定めた場合には、その個数）以上の議決権を6ヶ月（これを下回る期間を定款で定めた場合には、その期間）前から引き続き有する株主に限って、認められる（会305条1項）。これに対し、非公開会社である取締役会設置会社の株主においては、上記の割合・個数を有しているならば、この保有期間の制限はなく、ただちにこの請求権の行使が認められる（同2項）。

したがって、取締役会非設置会社の場合には、株主は単独で、株式の保有期間および行使期限の制限なくして、議案提出権を行使することができ、議案の要領を株主へ通知することも請求できる。

(2) 株主提案の場合における株主総会参考書類の記載事項

議案が株主の提出に係るものである場合、株主総会参考書類には以下の事項を記載しなければならない。ただし、下記③から⑤までの事項が、株主総会参考書類にその全部を記載することが適切でない程度の多数の文字、記号その他のものをもって構成されている場合（会社がその全部を記載することが適切であると定めた分量を超える場合を含む。）には、当該事項の概要を記載しなければならない（会社法施行規則（以下、会則と略記）93条）。

- ①議案が株主の提出に係るものである旨
- ②議案に対する取締役（取締役会設置会社の場合は取締役会）の意見があるときは、その意見の内容
- ③株主が会社法305条1項の規定による請求に際して提案の理由（当該提案の理由が明らかに虚偽である場合またはもっぱら人の名誉を侵害し、もしくは侮辱する目的によるものと認められる場合における当該提案の理由を除く。）を会社に対

して通知したときは、その理由

④議案が下記イからホまでに掲げる者の選任に関する場合で、株主が会社法305条1項の規定による請求に際して当該イからホまでに定める事項（当該事項が明らかに虚偽である場合における当該事項を除く。）を会社に対して通知したときは、その内容

イ 取締役（会社が監査等委員会設置会社である場合には、監査等委員である取締役を除く。）→会規74条に規定する事項

ロ 監査等委員である取締役→会規74条の3に規定する事項

ハ 会計参与→会規75条に規定する事項

ニ 監査役→会規76条に規定する事項

ホ 会計監査人→会規77条に規定する事項

⑤議案が下記イまたはロに掲げる事項に関するものである場合において、株主が会社法305条第1項の規定による請求に際して当該イまたはロに定める事項（これが明らかに虚偽である場合の当該事項を除く。）を会社に対して通知したときは、その内容

イ 全部取得条項付種類株式の取得→会規85条の2に規定する事項

ロ 株式の併合→会規85条の3に規定する事項

2以上の株主から同一の趣旨の議案が提出されている場合には、株主総会参考書類には、その議案及びこれに対する取締役（取締役会設置会社の場合には、取締役会）の意見の内容は、各別に記載することを要しない。ただし2以上の株主から同一の趣旨の提案があった旨を記載しなければならない（会規93条2項）。

2以上の株主から同一の趣旨の提案の理由が提出されている場合には、株主総会参考書類には、その提案の理由は、各別に記載することを要しない（同3項）。

（3）提案しうる議案の個数

株主提案権の濫用的な行使を制限する措置として、令和元年の改正会社法は、取締役会設置会社の株主が議案要領通知請求権（会305条1項）を行使する場合、同一の株主総会において提出できる議案の数を10に制限するにいたった（同4項）。この場合、①取締役・会計参与・監査役・会計監査人（＝役員等）の選任に関する議案（同1号）、②役員等の解任に関する議案（同2号）、③会計監査人を再任しないことに関する議案（同3号）は、各1個の議案とみなされる。また、④定款の変更に関する2以上の議案については、当該2以上の議案につき、異なる議決がされたとすれば当該議決の内容が相互に矛盾する可能性がある場合には、これらの議案は1の議案とみなされる（同4号）。

(4) 議案の撤回

取締役会が上程した議案については、総会で議案が上程されるまで、あるいは、上程後であっても、決議前であればこの議案を撤回することができる。①招集通知発送前に取締役会が撤回を決定した場合には、招集通知発送期限（公開会社の場合は総会日の2週間前、非公開会社の場合は総会日の1週間前、会299条1項）までに総会参考書類・議決権行使書面から当該議案を削除すれば足りる。②招集通知発送後に取締役会が撤回した場合には、招集通知発送期限までに総会参考書類・議決権行使書面から当該議案を削除し、修正済みの招集通知を発送し直せばよい。

5 動議

(1) 手続的動議

(i) 総説

動議とは、会議体において、構成員から提出され、原則として会議で討論し、採決されるべき提案をいう。株主総会の場合には、一般に株主から提出されるが、総会の主宰者として議長が、また、総会の出席者として取締役が、提出することも可能とされる。また原則として、株主総会当日においては、開会宣言後から閉会宣言までの間、1株の株主であっても、いつでも動議を提出できる。ただし、議案に関する動議は、当該議題および議案の審議に入ってからに限られる。

動議には、「手続的動議（議事進行上の動議）」と「実質的動議（議案に関する動議）」とがある。「手続的動議」とは、総会運営や議事進行に関するもので、このうち必ず総会に付議しなければならないものを「必要的動議」といい、議長の裁量で付議されるものを「裁量的動議」という。「必要的動議」を付議せずに進めた総会決議は取消事由に該当する。動議を提出するための株式の保有制限はなく、総会で発言するだけでよい。

(ii) 議長の権限

総会の議事整理は議長の権限であるから（会315条1項）、手続的動議についても原則として議長が自由にとりしきる。しかし、総会提出資料や会社の業務・財産状態の調査者の選任（会316条）、延期・続行の決議（会317条）、会計監査人の総会への出席請求（会398条2項）など、会社法に規定のある事項が手続的動議として提案された場合には、議長は必ずとりあげなければならない。これに対し、議長不信任、休憩、議案の審議順序の変更、審議方法の変更、審議打ち切り、審議続行、震災直後の黙祷など、会社法に規定のない事項が動議として提案された場合には、議長は議場に諮ることなく自ら決定できる。

手続的動議は、必ずしも提案されたときに取り上げなければならないものではない。一般的には、動議は他の議題や議案の審議に先立って審議されるが、動議をいつ取り上げるかも議長が定めたルールに従わなければならないが、議長が「皆様からのご意見・ご質問など一切のご発言につきましては、報告事項の報告及び議案の内容説明が終わりました後に、一括して承りたいと存じます。」といえ、議長の議事整理権によりこれがルールとなる（札幌高判平成9・1・28資料版商事法務155号107頁）。

手続的動議の場合は、議決権行使書類を考慮する必要はなく、出席株主の過半数の決議で判断される。

i) 休憩に関する動議

審議が長引いたときや、紛糾して收拾がつかなくなった場合には、休憩の動議を提出できるが、開会宣言直後に提出された場合は、動議の濫用として議長は直ちに却下しなければならない。「休憩を求める動議」に対しては、議長は、議場に諮ることなく自己の判断で決定できる。

ii) 延期・続行に関する動議

災害や事故あるいは審議時間が必要以上に長引き総会の決議を行うことが困難になった場合、会社は、株主総会を延会あるいは継続会とすることができる。延会とは、一般に、当該株主総会が開催される前に、開催を中止して、後日、同一議題について総会を開催することをいう。大規模な震災があったような場合である。延会の場合は、総会の開催に当たっていないので、再度、法定の招集手続をやり直すことになる。

継続会とは、一般に、総会の開催中に決議を行うことに支障が生じた場合に、同一議題につき後日開催される総会をいう。継続会には、①議案の審議に入る前に当該総会を中止し、後日同一議題につき総会を開く「延期」と、②議案の審議に入った後に当該総会を中止し、同一議題につき後日総会を開催する「続行」とがある。①には、特別決議を行うための数の出席者が集まっていない場合や、出席株主が大勢過ぎて用意した会議場に入りきれない場合などがある。②は、先に総会が開催されており、その続きを行うものであるから法定の招集手続をやりなおす必要はない。

延期や続行の動議があった場合、議長には裁量権はなく、議場に諮らなければならない。

iii) 審議打ち切りの動議

株主からの動議提出により審議を打ち切ったとしても、それにより役員株主に対する説明義務や株主の総会参加がはたされない事態になってはならない。議長としては、株主から審議打ち切りの動議が提出されても、役員株主の説明義務が尽くされていないと判断した場合には、この動議を無視すべきであるし、逆に、審議が尽くさ

れたと判断したときは、審議打ちりの動議の当否を総会に諮るべきである。

iv) 議長不信任の動議

株主総会の議長は、定款に定めがない場合には、会議体の一般原則により、総会で選任することになる。しかし実務では、定款上、「総会の議長は社長がこれにあたる」旨が定められているのが一般である。しかしこの定めは議長選任の手間を省く趣旨にすぎないので、総会の決議で議長を選任することは可能である。

議長不信任の動議に対しては、議長としての適格性を問うという動議の性質上、権利の濫用にあたるなどの合理性を欠いたものであることが一見して明白な事情のない限りは、議長は必ず議場に諮る必要がある。また合理性を欠くものであることが一見して明白であっても、一度はこれを議場に諮ることが望ましいともされている（東京高判平成22・11・24資料版商事法務322号180頁）。議長としては、この動議が提出された場合には、直ちに自己を仮議長として、この動議の賛否を決議し、議長不信任の決議が否決された後に、議長として総会の運営にあたることになる。なお、この場合、「議長不信任動議に賛成される方は拍手をお願いします。」としては、動議が可決されるおそれがあるため、「私としては、その必要はないと考えますが、私の考えにご賛成頂ける株主様は拍手をお願いいたします。」とあって、議長の考え方に賛同を求めることもテクニックの一つである。

(iii) 議決権行使の代理人の権限

議決権の代理投票においては、①会社が株主全体に対し白紙委任状を送付し、署名して返送された委任状をもとに、会社が適当な者（会社の総務部長等）に議決権を行使させる場合と、②株主が特定人に自己の代理投票を委任する場合がある。総会場で議事運営に関する動議が提出された場合、これらの者が決議に参加できるか否かに関しては、①会社が組織的・集团的に勧誘した委任状に基づく代理人は、「出席」しているとは認められず、議事運営について議決権を行使することはできない、とする解釈（議決権行使が認められるのは、株主との個別的委任に基づく代理人に限られるとする）と、②委任状勧誘の方法により議決権行使の代理権を取得することが、法により許容されている以上、代理人が「出席」して議決権を行使していると認めざるをえず、議決権行使の代理人一般につき、株主総会に「出席」する者として、議事運営に関する動議に関しては、代理人はその裁量で議決権を行使することができる、とする解釈に分かれている（注1）。②説を支持したい。

(2) 実質的動議（修正動議）

(i) 総説

実質的動議とは、株主総会における株主の提案で、付議（＝審議・採決）の対象とされるものであり、総会の議題や議案に関するものをいう。その内容から修正動議と

もよばれる。修正動議は、議案提出権（会304条）を根拠にして出席株主に認められるものであるから、総会で付議されなければならない。

総会の招集通知の目的は、株主にあらかじめ総会の目的や総会で決議されるべき事項が何であるかを知らせ、議決権行使のために十分準備させることにある。したがって、招集権者や総会自体といえども総会当日に招集通知に記載した議題の内容を変更したり追加することは認められず（株主への不意打ち防止）、このような動議を提出することも許されない。また、欠席株主には議決権行使の機会が保障されていないため、修正動議は招集通知の内容等から合理的に予測できる範囲内のものに限り許容される。

（ii）修正が許容される動議

修正動議が認められるためには、原案との「実質的同一性」が認められなければならない。招集通知や参考書類に記載された事項から株主にとって予見可能な内容でなければならない。「実質的同一性」があるかないかの判断については、形式的には同一であっても、状況いかんによっては実質的な内容が原案と異なる場合には、同一の議案には該当しない。一方、形式上は異なっても、内容等から同一の議案に該当する場合もある。

付議が必要とされる修正動議としては、①剰余金配当議案に対する減額提案、②役員選任議案に対する候補者の変更提案、③役員報酬議案に対する減額提案、④定款変更議案に対する一部据え置き提案、等が考えられる。一方、実質的に議題を追加する提案、議案内容を拡大する提案、株主に不利益な提案などは、招集通知の内容からは合理的に予測できないので、許容されない。これには、①役員選任議案に対する候補者の削除提案、②役員選任議案に対する役員選任数の増員提案、③役員報酬議案に対する増額提案、④定款変更議案に対する追加的変更提案、などが該当する。もっとも、許容されるか否かについては、絶対的な判断基準があるわけではないので、実務上は、不適法であることが明らかな場合を除いて、ひとまず審議対象とし、反対多数で否決するケースが多い。適法な修正動議を無視してなされた総会決議には、取消事由が認められる（大阪地判昭和49・3・28判時739号20頁、決議方法の著しい不公正）。

（iii）明らかに不適法な動議

明らかに不適法な動議としては、株主に議案提出権が認められていない事項が該当する。これには、①当該株主が議決権を行使できない事項についての動議（会304条本文かつこ書）、②法令・定款に違反する動議（同但書）、③実質的に同一の議案につき過去3年内の株主総会で総株主の議決権の10分の1の賛成をえられなかった事項についての動議（同但書）、などがある。なお、取締役会設置会社においては、招集通知に記載された目的事項以外の事項について審議することはできないので（309条5

項)、この目的事項以外の事項にかかわる動議は不合法である。原案全部の撤回を求める動議は、単なる原案反対の意思表示にすぎず動議として扱う必要はない。

(iv) 議決権行使書面の取扱い

総会場で、原案に対する修正動議が提出された場合、会社が採用している書面による議決権行使により、議決権行使書面を通じて行使されていた議決権の扱いに関しては、解釈が分かれている。すなわち、①すべて欠席として扱う、②原案賛成のものについては修正案には反対とし、原案反対のものについては修正案は棄権として扱う、③議決権行使書面は出席扱いとした上で、修正動議については棄権として扱う、④すべて棄権として扱う、などである。欠席として扱うとわずかな出席者のみにより総会の意思決定がなされることが懸念される。また、原案に対して意思が表明されている以上、議題の審議に関与しているので、有効投票数には組み込み、しかし、修正動議については意思表示がないのであるから棄権として扱うべきであろう。いずれにしても、書面投票は修正動議については賛成に含まれないので、いずれの説をとっても、決議の成否の結果は同じである(注2)。

(3) 審議の具体的手続き

原案と動議の採決の順序に関しては、①修正案を先に採決する、②原案を先に採決する(通説)、③原案と修正案を一括審議した場合には、原案から採決できる、などの解釈がある。実務では、原案を先に審議し、原案が可決された場合に、議長が修正動議は否決された旨を説明するのが一般的である(福岡地判平成3・5・14判時1392号126頁)。修正案の採決を原案採決時まであずかることにつき議場の承認を受け、まず原案・修正案を一括審議し、採決時には、原案から採決することにつき議場の承認を得て、原案を先に採決した事案では、議事運営上問題なしとされている(仙台地判平成5・3・24資料版商事法務109号64頁)。したがって、実務では、原案の採決を先に行うことを議場ではかつたうで、原案を先に採決している。

なお、議案の採決を一つずつ行わず、一括採決しても、それは適法と解されている。

「取締役5名選任の件」(候補者A・B・C・D・E)の場合に関し、①候補者A・B・C・D・Eに加えて、候補者Fの選任を求める意見(単純追加動議)、②候補者A・B・C・D・Eを、候補者C・D・Eのみとする意見などは、いかに扱われるべきであろうか。①は、議題となっている選任予定者の員数を増加する修正であり、株主が一般的に予見しうる範囲の定款変更とは解されないため、不合法的な動議として却下すべきこととなる。②は、選任予定者の員数を縮小する修正であり、定款に反しない限り、適法な動議となる。

6 むすび

議長にとって、議場という緊張を強いられる場において、とっさに動議としてとりあげるべきか否かを判断することは、必ずしも容易なことではない。しかし対応を誤れば、決議の効力にも影響が及んでくる。株主の提案が、動議か否か不明の場合には、議案に対する反対意見なのか、質問なのか、議事進行に対する意見なのか、会社への要望なのか等、発言の趣旨をよく確認した上で、付議するか否かを検討しなければならない。判断に迷ったときは、適宜に休憩を宣言し、事務局・法務スタッフ・顧問弁護士等に意見を求めて、慎重に対処すべきである。当然ながら、議長は常に冷静でなければならない。

(注1) 7会社法コンメンタール(2022、商事法務)195頁以下[山田泰弘]。

(注2) 前掲書213頁[松中 学]。

[参考文献]

『わかりやすい会社法の手引2』会社法実務研究会編、新日本法規(平成18年改訂版)

『Q&A 株式会社の法律実務2』株式会社実務研究会編、新日本法規出版(平成18年)

『Q&A 新会社法の実務1』新会社法実務研究会編、新日本法規出版(平成19年改訂版)

『会社法務質疑応答集1』稲葉・尾崎(編集代表)第一法規(令和4年発行)

(いしやま たくま・大原大学院大学 会計研究科教授)